「外国籍」を有する非居住者のうち、以下の方が免税対象者

本邦入国後6ヶ月未満であることを確認できること（外交・公用・米軍を除く）

在留資格等	提示する旅券等の種類
短期滞在	旅券
外交	
公用	
上陸許可等	**提示する旅券等の種類**
寄港地上陸許可	旅券
通過上陸の許可	
米軍構成員等（日米地位協定により入国する方）	
船舶観光上陸許可	旅券※及び船舶観光上陸許可書
乗員上陸許可	旅券及び乗員上陸許可書
緊急上陸許可	旅券及び緊急上陸許可書
遭難による上陸許可	旅券及び遭難による上陸許可書

※船舶観光上陸許可により在留する者の旅券については、旅券の写しの提示を含みます。

「日本国籍」を有する非居住者のうち、以下の方が免税対象者

本邦一時帰国後6ヶ月未満であることを確認できること

要件	提示する旅券等の種類	証明書類
国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有することを「証明書類」で確認できること	旅券	**「戸籍の附票の写し」、「在留証明」または「マイナンバーカード」** ・在留証明には、電磁的記録で提供されるもの（いわゆるe-証明書）やe-証明書を紙に印刷したものを含みます。 ・これらの証明書類については、本籍の記載は不要とされます。 ・マイナンバーカードには、カード代替電磁的記録（スマートフォンのマイナンバーカード）を含み、国外に転出した旨の記載があるものに限ります。